

## 漁船保険等の種類と内容

### (1) 漁船保険【普通保険】

事業の性格	<p>○普通損害保険          漁船につき、不慮の事故（特殊保険の保険事故に該当するものを除く）による滅失、沈没、損傷等により生じた損害を填補する</p> <p>○満期保険          普通損害保険の保険事故による損害の填補に加えて、適期における漁船の更新を容易にするため満期時に保険金額相当の保険金を支払う（なお、満期により支払うべき保険金に係る保険料部分は積立）</p> <p>※引受対象：総トン数1,000トン未満の漁船及び特約により漁具</p>
保険事故	<p>漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（特殊保険の保険事故に該当するものを除く）</p> <p>満期保険の場合は、上記のほか、保険期間（3、6又は9年）の満了</p>
損害填補の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全損、救助費</li> <li>2 全損、救助費、特別救助費</li> <li>3 全損、分損、救助費</li> <li>4 全損、分損、救助費、特別救助費</li> <li>5 全損、特定分損、救助費</li> <li>6 全損、特定分損、救助費、特別救助費</li> </ol> <p>※漁具特約は1～6のいずれの填補範囲についても可 注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①全損（漁船全部の損害）</li> <li>②分損（漁船の部分的損害）</li> <li>③特定分損（原因が、沈没、座礁、衝突、火災に限定される分損）</li> <li>④救助費（事故漁船の回航等に要した費用、救助者に対する報酬等）</li> <li>⑤特別救助費（座礁などのときの漁船の投荷による損害）</li> </ol>
保険・再保険関係の成立	<p>漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 漁船保険中央会 → 国</p> <p style="text-align: center;">(申込みの承諾)                      (当然成立)                      (当然成立)</p>
責任分担方式	<p>再 保 険：70～90%の範囲内で漁船保険中央会が再保険</p> <p>※満期保険の積立部分は50%又は100%を漁船保険中央会が再保険</p> <p>再々保険：年度毎に漁船保険中央会の保有純保険料(再保険料一国への保険料)の1.02倍を超える損害につき国が再々保険（満期保険の積立部分を除く）</p>
保険価額 保険金額	<p>保険の目的たる漁船及び漁具の価額（保険加入時に決定）</p> <p>保険金額 = 保険価額 × 付保率</p> <p>※付保率：保険に付す割合（保険金額/保険価額）</p>

純保険料率	<p>次の内容により各組合の保険約款に規定</p> <p>○普通損害保険</p> <p>①通常部分 危険区分（漁業種類、トン数区分、船質及び填補範囲等）毎に再保険料率（告示）を下回らない範囲で基準率が定められ、これに再保険と同率の各種割増引きが適用</p> <p>②異常部分（危険部分であり、台風、風浪、低気圧及び突風による危険率）再保険料率（告示）と同率</p> <p>○満期保険</p> <p>①損害部分 普通損害保険の純保険料率に損害保険料調整率（告示）を乗じて得た率</p> <p>②積立部分 保険期間及びトン数区分毎に定められる</p>																		
保険料国庫負担	<p>○普通損害保険、満期保険の損害部分</p> <p>1 義務加入が成立している場合</p> <p>①通常部分</p> <table border="1" data-bbox="485 943 1214 1205"> <thead> <tr> <th>トン区分</th> <th>国庫負担対象 付保率(令25)</th> <th>国庫負担率 (法139-2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無動力船</td> <td>65/100</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>～ 4.9</td> <td>65/100</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>5 ～ 19.9</td> <td>65/100</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>20 ～ 49.9</td> <td>50/100</td> <td>45/100</td> </tr> <tr> <td>50 ～ 99.9</td> <td>(平均)47/100</td> <td>40/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>②異常部分 100/100</p> <p>2 集団加入の場合 20 t 未満漁船につき上記1の国庫負担率の1/2</p> <p>注) ①義務加入：加入区（原則として漁協の区域）内の指定漁船所有者の2/3以上の同意による全員加入（付保率30%以上） ②集団加入：加入区内の20 t 未満の指定漁船の1/2以上かつ15隻以上が加入した場合（付保率30%以上）</p> <p>○満期保険の積立部分 国庫負担なし</p>	トン区分	国庫負担対象 付保率(令25)	国庫負担率 (法139-2)	無動力船	65/100	60/100	～ 4.9	65/100	60/100	5 ～ 19.9	65/100	50/100	20 ～ 49.9	50/100	45/100	50 ～ 99.9	(平均)47/100	40/100
トン区分	国庫負担対象 付保率(令25)	国庫負担率 (法139-2)																	
無動力船	65/100	60/100																	
～ 4.9	65/100	60/100																	
5 ～ 19.9	65/100	50/100																	
20 ～ 49.9	50/100	45/100																	
50 ～ 99.9	(平均)47/100	40/100																	
支払保険金	<p>○普通損害保険、満期保険の損害部分 保険金額を限度として、損害額に保険金額の保険価額に対する割合（付保率）を乗じて得た額</p> <p>○満期保険の積立部分 満期保険の積立部分は、満期（3、6又は9年）により保険金額に相当する金額</p>																		

【特殊保険】

事業の性格	<p>漁船につき、戦争、変乱、捕獲、だ捕、抑留又は襲撃（以下「戦乱等」という）による滅失、沈没、損傷等により生じた損害を填補する          ※引受対象：総トン数 1,000トン未満の漁船及び特約により漁具</p>
保険事故	<p>戦乱等による漁船の滅失、沈没、損傷等の事故</p>
損害填補の範囲	<p>1 全損、救助費          2 全損、救助費、特別救助費          3 全損、分損、救助費          4 全損、分損、救助費、特別救助費          5 全損、分損、救助費、衝突賠償          6 全損、分損、救助費、特別救助費、衝突賠償          ※漁具特約は1～6のいずれの填補範囲についても可          注)          ①全損（漁船全部の損害）          ②分損（漁船の部分的損害）          ③救助費（事故漁船の回航等に要した費用、救助者に対する報酬等）          ④特別救助費（座礁などのときの漁船の投荷による損害）          ※①から④までは普通保険に同じ（ただし、特定分損は無し）          ⑤衝突賠償（衝突したときの他船に与えた損害）          ※特殊保険事故によらない衝突賠償は漁船船主責任保険により填補</p>
保険・再保険関係の成立	<p>漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 国          （申込みの承諾） （当然成立）</p>
責任分担方式	<p>再 保 険：90%を国が再保険</p>
保険価額 保険金額	<p>保険の目的たる漁船及び漁具の価額（保険加入時に決定）          保険金額 = 保険価額 × 付保率</p>
純保険料率	<p>各組合の保険約款にて、填補範囲毎に定められる</p>
保険料国庫負担	<p>国庫負担なし</p>
支払保険金	<p>保険金額を限度として、損害額に付保率を乗じて得た額</p>

(2) 漁船船主責任保険

<p>事業の性格等</p>	<p>漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く）を填補する ※引受対象：当該漁船が普通保険に加入</p>
<p>保険事故</p>	<p>漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く）</p>
<p>損害填補の範囲</p>	<p>次の填補区分に分かれる ○基本損害（他の船舶等第三者に加えた損害の賠償責任、自船乗組員の救助費用等） ○人命損害（乗組員の死亡、行方不明又は後遺障害に対する労働協約又は雇用契約に基づく支払） ○乗客損害（遊漁船等漁船の利用者に加えた損害の賠償責任等）</p>
<p>保険・再保険関係の成立</p>	<p>漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 漁船保険中央会 → 国 (申込みの承諾) (当然成立) (当然成立)</p>
<p>責任分担方式</p>	<p>再保険：90%を漁船保険中央会が再保険 再々保険：年度毎に漁船保険中央会の保有純保険料(再保険料－国への保険料)の1.29倍を超える損害につき国が再々保険（基本損害のみ）</p>
<p>保険金額</p>	<p>○基本損害 漁船の規模に応じ定められた保険金額のうちから選択した金額（1千万円～20億円） ○人命損害 50万円の整数倍（上限600万円）×乗組員数 ○乗客損害 上限を40億円として、定められた保険金額のうちから選択した金額×漁船の最大搭載人員数（1千万円～1億円）</p>
<p>純保険料率</p>	<p>次の内容により各組合の保険約款に規定 ○基本損害 漁船のトン数区分及び保険金額に応じて再保険料率（告示）を下らない範囲で基準率が定められ、これに再保険と同率の各割引率が適用 ○人命損害 漁船のトン数区分、当該漁船の操業区域及び填補範囲毎に、再保険料率（告示）を下らない範囲で定められる ○乗客損害 保険金額に応じて再保険料率（告示）を下らない範囲で基準率が定められ、これに再保険と同率の割引率が適用</p>

<p>保険料国庫負担</p>	<p>○基本損害</p> <p>1 普通保険の義務加入が成立している場合</p> <table border="1" data-bbox="485 295 975 539"> <thead> <tr> <th>トン区分</th> <th>国庫負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無動力船 ～ 4.9</td> <td>35/100</td> </tr> <tr> <td>5 ～ 19.9</td> <td>30/100</td> </tr> <tr> <td>20 ～ 49.9</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>50 ～ 99.9</td> <td>15/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加入漁船が普通保険の集団加入の場合 20t未満漁船につき上記1の国庫負担率の1/2</p> <p>○人命損害 国庫負担なし</p> <p>○乗客損害 国庫負担なし</p>	トン区分	国庫負担率	無動力船 ～ 4.9	35/100	5 ～ 19.9	30/100	20 ～ 49.9	20/100	50 ～ 99.9	15/100
トン区分	国庫負担率										
無動力船 ～ 4.9	35/100										
5 ～ 19.9	30/100										
20 ～ 49.9	20/100										
50 ～ 99.9	15/100										
<p>支払保険金</p>	<p>保険金額を限度として、負担した費用又は賠償した額</p> <p>※損害賠償の場合、法律に基づき被保険者が責任制限できる場合はその制限額</p>										

(3) 漁船乗組船主保険

事業の性格等	<p>漁船の運航に伴って、漁船の所有者等でその漁船の乗組員である者（以下「乗組船主」という）の死亡、行方不明又は後遺障害が生じた場合（戦乱等によるものを除く）に一定の金額を支払う</p> <p>※引受対象：当該漁船が漁船船主責任保険に加入</p>
保険事故	乗組船主の死亡、行方不明又は後遺障害（戦乱等によるものを除く）
損害填補の範囲	乗組船主が加入船上における不慮の事故により死亡、行方不明又は後遺障害となった場合の支払
保険・再保険関係の成立	<p>漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 漁船保険中央会</p> <p>(申込みの承諾) (当然成立)</p>
責任分担方式	再 保 険：90%を漁船保険中央会が再保険
保険金額	50万円の整数倍（上限600万円）×被保険者数
純保険料率	各組合の保険約款にて、漁船のトン数区分、当該漁船の操業区域及び填補範囲毎に定められる
保険料国庫負担	国庫負担なし
支払保険金	<p>①死亡又は行方不明の場合 保険金額</p> <p>②後遺障害の場合 保険金額に障害の程度に応じて保険約款に定める割合を乗じて得た額</p>

(4) 漁船積荷保険

事業の性格等	<p>漁船に積載した漁獲物等につき、不慮の事故による損害（戦乱等によるものを除く）を填補する</p> <p>※引受対象：普通保険加入漁船で、総トン数1,000トン未満の漁船に積載した漁獲物、その製品及び仕込品（燃料、餌料等）</p>										
保険事故	<p>漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く）</p>										
損害填補の範囲	<p>1 全損、救助費</p> <p>2 全損、分損、救助費</p> <p>3 全損、分損、救助費、冷凍機特約</p> <p>注) ①全損（保険の目的の全部の損害）</p> <p>②分損（保険の目的の一部の流失、沈没、焼失等及び品質低下等）</p> <p>③救助費（損害防止軽減のための費用）</p> <p>④冷凍機特約（冷凍機械装置の故障による漁獲物等の品質低下）</p>										
保険・再保険関係の成立	<p>漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 漁船保険中央会 → 国</p> <p style="text-align: center;">(申込みの承諾)                      (当然成立)                      (当然成立)</p>										
責任分担方式	<p>再保険：90%を漁船保険中央会が再保険</p> <p>再々保険：年度毎に漁船保険中央会の保有純保険料(再保険料－国への保険料)の1.10倍を超える損害につき国が再々保険</p>										
保険金額	<p>①漁獲物又はその製品（以下「漁獲物等」という）</p> <p>漁獲物等の協定単価×最大積載数量</p> <p>②漁獲物等及び仕込品</p> <p>漁獲物等の協定単価×最大積載数量＋仕込品毎の協定単価×仕込品毎の最大積載数量×1/3（ただし、帰航期間契約にあつては1/3を乗じない）</p>										
純保険料率	<p>各組合の保険約款にて、危険区分（漁業種類、漁船のトン数区分、填補範囲等）及び保険期間毎に再保険料率（告示）を下らない範囲で基準率が定められ、これに再保険と同率の割増引率が適用</p>										
保険料国庫負担	<p>1 普通保険の義務加入が成立している場合</p> <table border="1" data-bbox="485 1621 975 1818"> <thead> <tr> <th>トン区分</th> <th>国庫負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無動力船</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>～ 19.9</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>20 ～ 49.9</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td>50 ～ 99.9</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加入漁船が普通保険の集団加入の場合</p> <p>20t未満漁船につき上記1の国庫負担額率の1/2</p>	トン区分	国庫負担率	無動力船	20/100	～ 19.9	20/100	20 ～ 49.9	15/100	50 ～ 99.9	10/100
トン区分	国庫負担率										
無動力船	20/100										
～ 19.9	20/100										
20 ～ 49.9	15/100										
50 ～ 99.9	10/100										
支払保険金	<p>協定単価に損害数量を乗じて得た額</p>										

(5) 任意保険【プレジャーボート責任保険】

事業の性格	スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（以下「プレジャーボート」という）の運航に伴って生じた費用及び損害賠償責任に基づく損害を填補する
保険事故	プレジャーボートの運航に伴って生じた費用及び損害賠償責任に基づく損害
損害填補の範囲	1 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 2 漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害
保険・再保険関係の成立	プレジャーボート等の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 漁船保険中央会 (申込みの承諾) (当然成立)
責任分担方式	再保険：原則として、90%を漁船保険中央会が再保険
保険金額	プレジャーボートの艇種等に応じ定められた保険金額のうちから選択した金額（1千万円～10億円）
純保険料率	各組合の保険約款にて、艇種等に応じた保険金額毎に定められる
保険料国庫負担	国庫負担なし
支払保険金	保険金額を上限として、負担した費用又は賠償した額 ※損害賠償の場合、法律に基づき被保険者が責任制限できる場合はその制限額

【転載積荷保険】

事業の性格	漁船により漁獲され漁船以外の船舶（運搬船等）で漁場から運搬中の漁獲物等につき、不慮の事故により生じた損害を補償
保険事故	漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物等につき、不慮の事故滅失、流失、損傷その他の事故
損害填補の範囲	1 全損（漁獲物等の全部の損害） 2 分損（漁獲物等の一部の滅失等又は品質低下等） 3 損害防止費用等（損害防止軽減のための費用）
保険・再保険関係の成立	漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 漁船保険中央会 (申込みの承諾) (当然成立)
責任分担方式	再 保 険：原則として、90%を漁船保険中央会が再保険
保険金額	保険金額 = 協定単価×協定数量
純保険料率	各組合の保険約款にて、契約の種類、特約の有無、運搬船等の総トン数及び船齢により定められる
保険料国庫負担	国庫負担なし
支払保険金	協定単価に損害数量（協定数量を限度とする）を乗じて得た額

(6) 漁船乗組員給与保険

事業の性格	漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障するため、事業主が乗組員に支払うべき給与に代えて保険金を支給する
保険事故	乗組員の抑留
損害填補の範囲	事業主との契約により抑留された日の属する月から抑留の終わった日の属する月までの乗組員の給与（最高6年4カ月）
保険・再保険関係の成立	漁船の所有者又は使用者 → 漁船保険組合 → 国 (申込みの承諾) (当然成立)
責任分担方式	再 保 険：90%を国が再保険
保険金額	給与月額60%～100%
純保険料率	各組合の保険約款に規定
保険料国庫負担	国庫負担なし
支払保険金	事業主との契約（給与月額100/100～60/100）により、抑留された日の属する月から抑留の終わった日の属する月まで、保険金受取人に支払う（6年4カ月を限度）

